

横須賀市通所型サービス（通所型短期集中予防サービス）事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、第1号通所事業のうち、理学療法士・作業療法士（以下「専門職員」という。）により短期間で集中的に行う通所指導サービス（以下「通所型短期集中予防サービス」という。）について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び省令の例による。

（対象者）

第3条 通所型短期集中予防サービスの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）次に掲げる者のいずれかであること。

ア 居宅要支援被保険者

イ 市内に住所を有する65歳以上の者であって、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。）様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者

（2）第1号介護予防支援事業又は介護予防支援において、通所型短期集中予防サービスの提供が必要と認められる者

（通所型短期集中予防サービスの内容）

第4条 通所型短期集中予防サービスの内容は、もともに行っていた活動（住民主体の通いの場への参加だけでなく、散歩や買い物など自己完結するものを広く含む）の再開又は新たに行いたい活動を見つけ開始するための支援とする。

（通所型短期集中予防サービスの実施方法）

第5条 通所型短期集中予防サービスは、地域包括支援センターが作成した介護予防サービス・支援計画書及びそれに準ずるものに基づき、市が委託した事業者が実施するものとする。

2 前項の委託する事業者は次に掲げるものとする。

- (1) 法第8条第7項の規定に基づく通所介護を提供する事業者
- (2) 法第8条第17項の規定に基づく地域密着型通所介護を提供する事業者  
(利用回数等)

第6条 通所型短期集中予防サービスの内、通所介護事業所等で機能訓練及びセルフケアマネジメント力を育む支援を提供する回数は、22回を限度とする。

2 本サービスの実施期間は、開始日が属する月を開始月とし、22回利用終了する月を終了月とし、サービスの実施期間は最長でも4か月とする。

3 本サービスの実施期間終了後、利用者の希望があった場合はサービス実施期間が終了した日が属する月の翌月から起算した3か月をフォローアップ期間とし、セルフケアマネジメント力を育む支援のみを提供する。

(事業の利用の中止等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の利用を一時停止又は中止させることができる。

(1) 利用者が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難と認められたとき。

(3) その他、市長が通所型短期集中予防サービスの利用が適切でないと認めたとき。

(費用負担)

第8条 市長は、通所型短期集中予防サービスの利用において、利用者に対して利用者負担分を負担させることができる。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、通所型短期集中予防サービスの実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。